

2022年3月4日

保護者の皆様

久宝まぶねこども園
園長 五十嵐 宏枝

まん延防止等重点措置適用期間延長にかかる園の対応と
保護者の皆様へのお願いについて

平素は、当園の運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況は改善傾向にあるものの、病床使用率はなお高い水準にあることなどから、大阪府に適用されているまん延防止等重点措置が3月21日まで延長される方針が示されました。

保護者の皆様におかれましては、施設での感染拡大防止のため、引き続き、**可能な限りご家庭での保育**にご協力ください。これに伴い、保育料等が日割りで減額となる対象期間についても延長します。

記

1. 家庭保育協力に伴う保育料の減額について
家庭保育にご協力いただいた方については、一旦保育料を全額納付していただき、欠席日数に応じて保育料（0・1歳児クラス）を減額します。
 - (1) 減額対象期間
2月1日（火）～3月19日（土）
※2月分と3月分は分けて対応させていただきます。
2月分の返金は、3月分の保育料にて精算いたします。
 - (2) 減額後の還付方法
一旦全額を納めていただき、差額分を返金いたします。
返金方法については、市への報告の後、現金にて返金いたします。
金額については、後日ご報告いたします。
※年度末の会計処理となりますので、現金での返金となります。
2. 3歳児クラス以上の給食費については、**公立園所に順じ**、以下の対応といたします。
返金方法については、保育料と同様の対応といたします。
 - (1号認定児童)
教育標準時間内（平日8:30～14:00）に登園した場合は、1か月の登園日数が10日以内であれば利用日数にあわせて、登園1日あたり200円を実費として徴収し、10日を超える場合は月額料金とします。
 - (2号認定児童)
1か月の登園日数が10日以内であれば利用日数にあわせて、登園1日あたり300円を実費として徴収し、10日を超える場合は月額料金としています。
ただし、3月22日以降については、給食費（主食費・副食費）をお支払いいただくことになり、出欠に関わらず日割り計算9日分の給食費がかかります。3月の家庭保育協力依頼期間中、2日以上登園の場合は、月額料金となります。
3. 感染が疑われる場合の対応について
お子様や保護者（送迎に来られる方や同居のご家族等を含む）がPCR検査を受けることになった場合には、検査を受ける前に、すみやかに当園までご連絡ください。